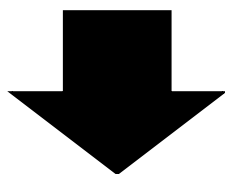


「東京狭山茶手もみ製法」文化財登録に向けたロードマップ(予定)

保存団体へ制度の周知・説明開始 (事務局)



保存団体から登録申請書の提出 (10月中旬まで)
【瑞穂町文化財保護条例第38条第1項、同施行規則第3条】

町教育委員会から町文化財保護審議会へ諮問 (11月4日 文化財保護審議会)
【瑞穂町文化財保護条例第38条第3項】

町文化財保護審議会で調査・審議 (11月～令和4年1月)
【瑞穂町文化財保護条例第45条第1項第6号】

- ・ 専門家の知見
- ・ 過去の調査結果の検証
- ・ 現況調査、団体へのヒアリング

町文化財保護審議会から町教育委員会へ答申
(令和4年2月 文化財保護審議会)
【瑞穂町文化財保護条例第45条第1項第6号】

教育委員会へ議案上程 (令和4年2月下旬 教育委員会定例会)
【瑞穂町文化財保護条例第37条第1項】

保持団体の認定と告示
(令和4年2月定例会議決日) ※登録の効力発生
【瑞穂町文化財保護条例第37条第6項、第7項】

台帳への記録、保持団体への通知 (告示後 令和4年2月下旬)
【瑞穂町文化財保護条例第37条第7項、同施行規則第8条】

登録証交付 (令和4年3月)